

令和8年度から 給与所得控除の額などが変わります

☎ 税務課 町民税係 ☎ (83)1224



詳細はこちら

令和7年度の税制改正により、令和8年度の町県民税(住民税)から、給与所得控除の見直しや、同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額に係る要件の引き上げなどが適用されます。

1. 給与収入金額が190万円以下の方の給与所得控除額が最大10万円引き上げ

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	給与収入金額×40%-10万円	
180万円超190万円以下	給与収入金額×30%+8万円	

※190万円を超える区分は変わりません

2. 配偶者控除や扶養控除を受ける際の被扶養者の所得要件の引き上げ

48万円(給与収入のみの場合は収入金額103万円) ▶ **58万円(給与収入のみの場合は収入金額123万円)**

被扶養者が給与収入のみの場合は、収入金額が123万円以内であれば控除の適用を受けることができます。

3. 大学生世代の子などに関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

19歳以上23歳未満の親族について、扶養控除の所得要件を超えた場合でも所得123万円まで(給与収入のみの場合は、収入金額188万円まで)は、配偶者特別控除と同様に、所得に応じた控除の適用(45万円～3万円の控除)が受けられるようになります。

※ 注意 所得税がかからない基準とは異なります

所得税の基礎控除と給与所得控除額の引き上げにより、給与収入のみの場合は、収入金額160万円まで(令和7年と令和8年に限ります。令和9年以降は123万円まで)は所得税がかかりませんが、町県民税(住民税)が非課税となる収入金額や扶養控除などの適用が受けられる収入金額とは異なりますので、ご注意ください。

例：給与収入のみで扶養親族などが0人の場合

給与の収入金額	改正前		改正後		
	住民税	所得税	住民税	所得税	
				令和7、8年分	令和9年分以降
～97万円	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
～103万円					
～107万円					
～123万円	課税	課税	課税	課税	課税
～160万円					
160万円超					



所得税の基礎控除の見直しなどについてはこちら